

## 【農業用】 免稅輕油申請に必要な書類（共同・當農組合等）

	継続	更新	書換継続	書換のみ	追加	新規
① 免税軽油使用者証 (前回の申請で交付された厚紙のもの)	○	○	○	○	○	
② 免税証交付申請書	○	○	○		○	○
③ 免税軽油の引取り等に係る報告書	○	○	○		○	
④ 納品書または領収書(写し可) ・免税証番号・種類(ドル)・使用枚数を書き留めておいてください。	○	○	○		○	
⑤ 免税軽油使用者証共同交付申請書		○				○
⑥ 所定の手数料		○	○	○		○
⑦ 共同申請明細書 ・「使用者氏名」欄には、免税軽油使用者証に記載する人すべてをご記入下さい。 ・「耕作面積」欄は、「免税証交付申請書」裏面の耕作面積の内訳になります。	○	○	○	○	○	○
⑧ 誓約書 ・「共同申請明細書」の使用者欄に記載されている全員の氏名を記入してください。	○	○	○			○
機械変更	⑨ 使用者証書換申請書(事務所にて様式を用意しております)			○	○	
	⑩ 機械の写真またはカタログ(リースの場合は契約書の写し)			○	○	○
返納	⑪ 使用しなかった免税証	○	○	○		
	⑫ 免税証返納書(事務所にて様式を用意しております)					
面積増加	⑬ 耕作証明書(市町農業委員会発行のもの)または水稻共済耕地情報(写し可) ※耕作面積が前年の1.5倍以上になった場合は必要となります。					○
大口使用者	⑭ 【年間交付量 6,000リットル以上の大口使用者】 免税軽油使用実績 または 消費状況明細簿 ・日付・運行時間数・使用量を記入してください。	○	○	○		○

・次回の申請は、免税軽油使用者証の所要数量計算期間の最終日の2か月前から申請可能である。

・個人の方で、代替わりされた場合は新規になります。

・使用者証の交付日から3年を超える場合は更新となります。

令和 6年 4月 1日 交付 滋賀県 第 [REDACTED] 号-4		所長 令和 9年 3月31日まで有効		免 稅 軽 油 使用者 証	
免 稅 軽 油		見本		免 稅 軽 油 使用者 証	
滋賀県東北部県税事務所長		[REDACTED]		[REDACTED]	
住所又は事務所若しくは 事業所所在地		[REDACTED]		こちらは法定期限であり、 使用者証の有効期限ではありません。	
業 種		農業			
氏名又は名称		[REDACTED]			
機 械 、 車 両 又 は 設 備 の 部	所在地		燃造方式		
	No.006 イセキ トランクタ ー		台 数	1	1
名 称	No.008 三菱 フォークリ フト		用 途	10 11 25	02 03 04 05
	No.009 イセキ コンバイ ン		記載年月日	02 03 04 05	令和 2年 3月30日 令和 2年 3月30日 令和 3年 4月 1日
所有者の 氏 名 又は名称				交付を受けた免税証の数量等	
型 式		処理		免 税 証 の 数 量	有 効 期 間
T1254C		交付		1,900L	令和 6年 4月 1日 令和 7年 3月31日
FD20D		交付		300L	令和 6年 11月22日 令和 7年 3月31日
HFZ-472		交付		2,200L	令和 7年 4月 1日 令和 8年 3月31日
JJV-623					令和 7年 4月 1日 令和 8年 3月31日
NP80					
軸馬力					
85					
60					
72					
62					
24.5					

ご不明点等ございましたら、ご相談ください。

## 滋賀県東北部県税事務所湖東納税課

**0749-27-2206**